



長野県報

11月30日(木)
平成29年
(2017年)
第2930号

目 次

告 示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定（医療推進課）	1
救急病院等を定める省令に基づく医療機関の申出の撤回（医療推進課）	1
土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染された形質変更時要届出区域の指定（水大気環境課）	1
信州ものづくり産業投資応援条例に基づく製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域（産業立地・経営支援課）	2
保安林予定森林にする旨の通知（4件）（森林づくり推進課）	2
保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知（4件）（森林づくり推進課）	3
林業種苗法に基づく指定採取源の指定（森林づくり推進課）	4

公 告

特定調達契約に係る一般競争入札（消防課）	4
土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	6
土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分の実施の届出（農地整備課）	6
開発行為に関する工事の完了（3件）（都市・まちづくり課）	6
長野県教育委員会表彰等規則に基づく表彰（教育政策課）	6
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催（2件）（生活安全企画課）	7
正誤（都市・まちづくり課）	8



長野県告示第511号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成29年11月30日

長野県知事 阿部 守一

名 称	所 在 地	認定の有効期限
長野県厚生農業協同組合連合会浅間南麓こもろ医療センター	小諸市相生町3-3-21	平成32年11月30日

医療推進課

長野県告示第512号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する申出を撤回しまし

た。

平成29年11月30日

長野県知事 阿部 守一

名 称	所 在 地	撤 回 日
長野県厚生農業協同組合連合会小諸厚生総合病院	小諸市与良町3-2-31	平成29年12月1日

医療推進課

長野県告示第513号

次に掲げる土地の区域は土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。）第31条第1項及び第2項の基準に適合しないため、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない土地の区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定します。

平成29年11月30日

長野県知事 阿部守一

- 1 土地の区域（形質変更時要届出区域）
安曇野市三郷温4604番3の一部
- 2 省令第31条第1項及び第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

水大気環境課

長野県告示第514号

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

平成29年11月30日

長野県知事 阿部守一

安曇野市穂高有明782番1、5079番1、5084番4、5084番5、5085番1、5085番2、5089番1、5090番3、5090番4、5090番6、5093番1、5098番、5100番、5103番1、5103番2、5108番2、5114番2、5114番3及び5154番

産業立地・経営支援課

長野県告示第515号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成29年11月30日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
長野市信州新町信級字長者屋敷4787の1から4787の3まで、4788、4789の1から4789の3まで、4790の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第516号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成29年11月30日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
駒ヶ根市中沢9019の1・9023の1・9024・9030の1（以上4筆について、次の図に示す部分に限る。）、9023の4、9027の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第517号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成29年11月30日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
塩尻市大字奈良井字大官林249の13、249のワ、249のカ、249のヨ、249のタ、字三ノ段837の2から837の4まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第518号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成29年11月30日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

安曇野市明科光498の1、498の2、498の4、699、700、720

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第519号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成29年11月30日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第520号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成29年11月30日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

中野市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、中野市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

中野市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、中野市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第521号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成29年11月30日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

飯山市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて

縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第522号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成29年11月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡阿南町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第523号

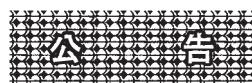
林業種苗法(昭和45年法律第89号)第3条第1項の規定により、次のとおり普通母樹林の指定をしました。

平成29年11月30日

長野県知事 阿部 守一

指定番号	指定年月日	指定採取源の種別		樹種	面積	所在地	所有者等	
		種類	採種・採穂の別				氏名又は名称	住所
長野普29-2	平成29年11月30日	普通母樹林	採種	カラマツ	ha 2.60	南佐久郡小海町大久保9275-1番地の一部	長野県	長野市大字南長野字幅下692-2
長野普29-3	平成29年11月30日	普通母樹林	採種	カラマツ	ha 1.00	南佐久郡南牧村板橋80-3番地の一部、80-4番地の一部、81-1番地の一部及び81-2番地の一部	板橋財産区議長 新海秀幸	南佐久郡南牧村板橋943

森林づくり推進課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年11月30日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

自家用ヘリコプター(消防防災仕様) 1機

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

引渡しの日の翌日から平成31年3月31日まで(引渡し期限

平成30年2月28日)

(平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条に規定する債務負担行為に係る契約)

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

入札金額は、入札説明書に定める装備品を搭載した自家用ヘリコプターの賃貸借料の総価を記載してください。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格